

Terms of Reference  
CERUPT 2001  
(仮 訳)

作成者：Senter Internationaal

目 次

1.	はじめに.....	C-1
2.	デリバリーの範囲	
2.1	背景：CDM.....	C-2
2.2	デリバリーの性質と数量.....	C-2
2.3	技術的解説 - どのようにして CER を生成し、デリバリーするか.....	C-4
2.4	支払い、前払いの条件.....	C-9
2.5	一般的な条件.....	C-10
2.6	質的選択の基準.....	C-10
2.7	契約締結の基準.....	C-12
3.	手続き	
3.1	一般的事項.....	C-15
3.2	選択段階.....	C-15
3.3	契約締結段階.....	C-16
3.4	契約手続き.....	C-17
3.5	入札結果の公表.....	C-18
3.6	タイムテーブル.....	C-18
3.7	連絡先.....	C-18
	付属文書 1: プロジェクトアイデアノート (PIN) .....	C-19
	付属文書 2: エンドースメントレター案.....	C-21
	付属文書 3: 承認レター案.....	C-22
	付属文書 4: ベースライン、確認、モニタリング、検証のためのガイドライン.....	C-23
	付属文書 5: ビジネスプラン.....	C-24
	付属文書 6a: CERUPT の手続き.....	C-28
	付属文書 6b: CDM プロジェクト/CERUPT 入札に関するアクターのタスクと責任.....	C-29
	付属文書 7: 契約に関する一般条件.....	C-31
	付属文書 8: 運営組織 (OE) の声明.....	C-36
	付属文書 9: 社会的責任に関する要求事項.....	C-37
	付属文書 10: 定 義.....	C-38

## 1. はじめに

EUは、京都議定書において、2008年から2012年の間に、温室効果ガス(GHG)排出量を、1990年レベルから8%削減することを約束した。オランダは、EUの加盟国として、GHG排出量を6%削減することを要求されている。オランダは、京都議定書の削減努力の少なくとも50%を国内で達成する予定である。残りの50%は、京都メカニズムを利用する。クリーン開発メカニズム(CDM)はこれらのメカニズムの一つである。

CDMは、ある国が他の国の領土内においてGHG排出削減のイニシアティブを実現するメカニズムである。これらのプロジェクトからの認証排出削減量は、投資国のアカウントに交付されるであろう。また、これを実現するためには、ホスト国と投資国の両方がプロジェクトをCDMプロジェクトとして認証する必要がある。CERUPT(Certified Emission Reduction Unit Procurement Tender)を通じて、オランダは、CERの獲得のための資金を提供することにより、CDMを実施する。CDMの責任は、住宅・空間計画・環境大臣にある。大臣は、Senterを入札当局として任命した。

CERUPTはEUの供給指令(EU directive for supplies)93/36/EECにそった公的な買上制度である。本TORはプロポーザル提出とCERUPTの手続きについて記している。

第二章は、デリバリーの範囲、デリバリーの性質と量、技術的説明、支払い及び前払いの条件、一般的条件、質的選択の基準、契約締結の条件を述べている。

第三章はこの入札のコールに関連した入札手続きについて記述している。本章では「優れた提案」に関する指導についても記している。

## 2. デリバリーの範囲

注意：イタリック体で枠の中に書かれているものは、正式な TOR に関する説明である。これらの文章からは何の権利も生じない。

### 2.1 背景：CDM

18 世紀末以来、人間活動の結果による大気中の GHG 総量は大幅に増加し、地球温暖化を導いた。この効果は、「温室効果」と呼ばれる。1992 年にリオ・デ・ジャネイロで開催された UNCED において、温室効果ガスの排出を低減させ、温室効果の増大をストップさせるために、国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) が採択された。

1997 年 12 月、日本の京都における COP3 では、多くの国の GHG 排出削減目標が設定された。オランダは、第一約束期間 (2008 年から 2012 年) に 1990 年のレベルから 6% の排出削減が規定された。オランダはこの削減目標の少なくとも半分を国内対策で達成し、残りは CDM のような京都メカニズムによって達成しようとしている。

CDM は、開発途上国の持続可能な開発の達成を支援すること、UNFCCC の究極の目的の達成に貢献すること、附属書 I 国の排出削減目標の遵守を支援することを目的としている。

CDM によって、各国は途上国における排出緩和プロジェクトに協力する。投資国は、プロジェクトが生成する認証排出削減量単位を獲得し、ホスト国は環境にやさしい技術に対する投資を通じた持続可能な経済開発プロジェクトの貢献から利益を受ける。CDM メカニズムの利用により、オランダはホスト国で生成した CER を、京都議定書で定められたオランダの削減義務の一部として獲得することを望んでいる。オランダ政府は、CDM プロジェクトを提案・実施している投資者から CER を買い取る意思がある。京都議定書と 2001 年 7 月のボン合意によって CDM プロジェクトの基本的な前提条件の概略が明らかになった。この前提条件が、オランダの CDM プログラムの基本であり、この入札が CERUPT として 2001 年に発足した。この文書は、CERUPT 2001 の参加の条件を示すことを目的としている。

### 2.2 デリバリーの性質と数量

#### 要求される製品の性質

CER もしくは認証排出削減量単位は、京都議定書の第 12 条と、それに付随する要求によって定められた単位である。この 1 単位は、Decision 2/CP.3、もしくは京都議定書の第 5 条の規定により後に見直された定義である地球温暖化係数を使用して計算された、CO<sub>2</sub> 等量 1000kg に等しい (この定義については 2.3 を参照)。

CERs のデリバリーは、EB によって、オランダのアカウントに CERs を実際に移転することを意味する。EB が完全に稼働していない状況では、Senter は、本 TOR の付属文書 4 に従って実現された排出削減の認証を、暫定的なデリバリーとして受入れる。

デリバリーを実施するために、契約者は以下の活動を実施する必要がある。

- ・ CDM プロジェクトを開始する。
- ・ 指定運営機関（DOE）によって確認され、Executive Board（EB）に登録された CDM プロジェクトを保有する。Senter に連絡文書を送付する。
- ・ CDM プロジェクトを運営し、排出削減を現実化して、DOE により認証された排出削減、EB により発行された CER を所有する。

#### 数量

CERUPT 2001 を通して、オランダは、最低 3,000,000 CER を購入する意思がある。

#### 価格

一件の契約者から購入する最低量は、100,000 CERs である。契約者あたりの最大上限はない。

オプション：契約者が、クレジット期間において契約上の合意に必要な CER 以上の CER を生成させた場合、Senter はそれらの権利を保有する。契約者は、余剰に生成した権利を他者に提供する前に、Senter に提供しなければならない。契約者は発生した余剰の CER をデリバリー時の市場価格で提供する。Senter は契約量以上の CER を購入する義務を有しない。

CER の価格は、供給者による競争入札で決定される。

Senter は、さまざまな CDM プロジェクトにより生成された CER に対し、最高で以下に示す価格により支払いを行うことを望んでいる。

- |   |          |
|---|----------|
| ・ 再生可能エネルギー（バイオマス以外）                            | EUR 5.50 |
| ・ クリーンなエネルギー生産、持続可能な成長によるバイオマス（廃棄物以外）によるエネルギー生産 | EUR 4.40 |
| ・ エネルギー効率向上                                     | EUR 4.40 |
| ・ その他、化石燃料の転換、メタン回収                             | EUR 3.30 |

すべての見積もりはユーロで作成されねばならない。

## 2.3 技術的解説 - どのようにしてCER を生成し、デリバリーするか

このセクションはCER を生成しデリバリーするために必要なすべての活動と義務を記述している。第三章には、CERUPT の応募入札の手続きに関して、さまざまなフェーズにおいてどのようにアレンジするかについて記述してある。

### 2.3.1 概要

CER は以下のように生成され、デリバリーされる。

1. CDM プロジェクトにより生成されたCER : CER を生成するためには、CDM プロジェクトは GHG 排出削減を導くように進められる必要がある。また、CDM プロジェクトは、Senter に提案書を提出する段階において、その実行可能性が証明されている必要がある。さらに、CDM プロジェクトは、契約期間中において、運営（操業）可能である必要がある。これを証明するために、CDM プロジェクトのビジネスプランがプロポーザルの一部に含まれる（付属文書5）。

CDM プロジェクトは以下に示す（活動に対する）投資である

- ・再生可能エネルギー（例：太陽光、風力、バイオマス、水力）
- ・低CO<sub>2</sub>燃料への燃料転換（例：石油からガス、石炭からガス）
- ・エネルギー効率改善（例：CHP、照明、断熱、プロセス最適化）
- ・廃棄物（例：埋め立てガス抽出、ゴミ焼却）
- ・その他

2. CDM プロジェクトは、ホスト国の持続可能な開発の達成を支援する。ホスト国は、承認レターによってこれを確認する必要がある(フォーマットは付属文書3)。また、ホスト国は、CDM プロジェクトの環境影響を判断する。これは、ホスト国の要請によって、環境影響評価が必要となる事を表す。

CDM プロジェクトが持続可能な開発に及ぼす影響を判断する方法を決定することは、ホスト国に委ねられている。環境影響を判断するのもホスト国の責任である。これは、それぞれの国によって異なるものである。ホスト国の CDM オフィスもしくは環境省に、CDM プロジェクト開発の初期段階に通知する。

3. 公開参加は、CDM プロジェクトの重要な要素である。現地のステークホルダーのプロジェクト計画案に対するコメントが求められる必要がある。最終的なプロジェクトの計画は、これらのコメントを考慮する必要がある。

供給者は、ホスト国において一般的な公開参加の手法に従うことを推奨する。

4. GHG 排出削減は、CDM プロジェクトが存在しなかった場合に発生する場合に対して、追加的である必要がある。これはベースラインスタディーによって証明されなければならない(2.3.2のインストラクション及び付属文書4参照)。

5. CDM プロジェクトは、DOE による確認を受け、理事会(EB)により登録される。2.3.3のインストラクションを参照。

6. 排出削減、はDOE によって検証・認証される。CER は、EB により交付される。2.3.3のインストラクション参照。

7. CDM プロジェクトは、EB による徴収がある。EB は、京都議定書第 12 条第 8 項に従って、管理費及び気候変動の悪影響に対する低開発国の適応の費用として、CER の一部（最大 5%）を徴収する。低開発国における CDM プロジェクトは、適応に関する徴収が免除となる。

関連機関は、以下のスキームで関わる。

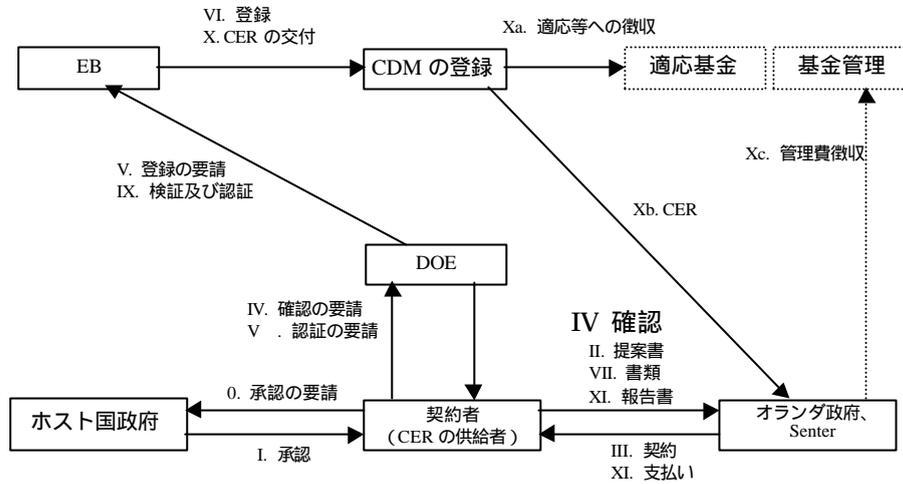


Table2.1 : CDM プロジェクトの機関との関係

No.	記述	TOR のセクション
0	供給者がホスト国政府にプロジェクトの承認を求める	該当なし
I	ホスト国政府が CDM プロジェクトの承認レターを発行する。この承認レターにより、ホスト国政府はプロジェクトを CDM プロジェクトとして認めることになる。	2.3.1.2, App.3
II	供給者は Senter に CER ( の獲得 ) を提案する。	2.3.2, App. 4, 3.2, 3.3
III	Senter は提案を受け入れ、供給者と契約に署名する。この契約を通して、プロジェクトを CDM プロジェクトとして認める。	3.4
IV	供給者は、プロジェクトデザインドキュメント(PDD)を DOE に確認のために提出する。DOE は、供給者に確認報告書を提出する。	2.3.3
V	DOE は、EB に CDM プロジェクトとしての登録請求を行う。登録後に、プロジェクトは正式に CDM プロジェクトとして認められる。	該当なし
VI	レビューが要求されない限り、EB によるプロジェクトの登録は要求の 60 日後に完了する。	該当なし
VII	契約者は検証に関連した書類を提出する。	3.3table3.3
VIII	プロジェクトは、モニタリングレポートに示される排出削減を達成する。契約者は、検証・認証のためにモニタリングレポートを DOE に提出する。DOE は、供給者に検証報告書と排出削減の認証を付与する。	2.3.2, 2.3.3
IX	DOE は、EB に CER の発行を要請する。	該当なし
X	EB は CDM 登録を通して、CER を発行する。 Xa : 当てはまる場合 : 適応基金に最大 5%。 Xb : 残りの CER ( >95% ) をオランダに移転。 Xc : オランダ政府は運営基金を支払う。	2.3.1.6, 2.3.1.7, 2.2, 2.3.2
XI	契約者は、レポートを配布し、Senter が CER のデリバリーにあたって支払いを行う。	該当なし 2.4

### 2.3.2 CER の計算とデリバリー

#### 提案段階における CER の算定 - ベースライン設定

CER の提案段階では、CER は、ベースラインと CDM プロジェクトが実施された場合の排出シナリオの間の差として算定される。ベースラインとは、CDM プロジェクトが存在しなかった場合の状況である。測定や計算によって、ベースラインは設定される。ベースラインは、本 TOR の付属文書 4 に示された手続きに従って、客観的、システムティックかつ再現可能な方法によって設定されなければならない。

注) ベースラインの有効性と、それによるクレジット期間は限定されている。2 つの代替案が設定されている。

- ・ 1 回又は 2 回 (7 年後に引き続き) の延長が可能な、7 年間から最大 21 年間の有効性がある。すべての延長時に、(ベースラインは) 変化した状況に適應させる。本ケースでは、Senter は、最大 14 年間の契約に関する提案を受け入れる。2012 年の後の年次に関する契約について、2012 年の後の期間における「取り消し」に関する追加的な条項をセットする。
- ・ 延長なしの 10 年間の有効性

## 排出削減の実現 - モニタリング

契約期間中、実現した排出削減は、モニタリングを実施することにより測定されなければならない。モニタリングのインストラクションは、同様に本 TOR の付属文書 4 に示されている。契約期間において、契約者は毎年モニタリングを実施する必要がある。

CER の最終的な計算、CER の移転は、EB ガイドラインに基づいて行われる。EB ガイドラインに基づいて計算された CER が、本 TOR の付属文書 4 のガイドラインで計算された量の 50% 以下であれば、Senter と契約者間の契約は解除となる。EB ガイドラインに基づいて計算された CER が 50% から 100% の間であれば、支払いは本 TOR の付属文書 4 のガイドラインに基づいて行われる。

### 2.3.3 確認、登録、検証、認証、発行

#### 確認と登録

CDM プロジェクトの確認と登録のために、DOE は以下のことを確認しなければならない。

- ・ ホストとドナー国が京都議定書を批准していること、オランダが京都議定書のモニタリングと登録の要件を遵守していること。
- ・ 地域のステークホルダーのコメントを求め、考慮に入れること。
- ・ 環境影響を考慮し、ホスト国から要求があった場合に EIA が実施されていること。
- ・ 期待される GHG 排出削減は、追加的であること。つまり、選択されたベースラインは、需要可能であること。
- ・ モニタリング、確認と報告が、要件と一致していること。

供給者は以下のものを DOE に提出する必要がある。

- ・ ベースライン研究とモニタリングの手順（付属文書 4 のフォーマット）
- ・ 地域のステークホルダーによるコメントのレポート
- ・ 環境影響のレポート
- ・ ホスト国による承認レター

確認のプロセスでは以下のことを説明する：

- ・ 機密事項を除き、プロジェクト計画書を公表する。
- ・ 参加国、ステークホルダー、UNFCCC 公認オブザーバーの確認に関する要件に対するコメントを、発表後 30 日以内に受理する。
- ・ プロジェクトが確認できるかどうか決定する。

CDM プロジェクトを登録するために、DOE は、ホスト国の承認レターとオランダ政府（= Senter による契約）の正式な承認とともに、確認報告書を提出し、EB に登録の要請を行う。

#### 検証、認証、発行

CERs をデリバリーするために、DOE はモニタリング調査を検証し、排出削減を認証する。モニタリング、検証、認証は、確認されたモニタリングプロトコルに基づく。検証報告書と認証の書類は、DOE によって EB に提出される必要がある。この認証報告書に基づいて、EB はオランダのアカ

ウントに CER を発行する。

効率化のため、検証報告書は、最大限 2 年の期間を同時に作成することが可能である。これは検証報告書の数量が少なくともモニタリング報告書の半分となることを意味する。

契約管理を目的として、検証報告書と認証報告書のコピーは、Senter とホスト国の CDM 担当機関に送付される必要がある。

#### 2.3.4 暫定的な調整

##### EB と DOE

EB は 2001 年の末までに指定されると期待されており、2002 年から稼働が可能である。さらに、DOE は 2003 年に稼働すると期待されている。

EB と DOE が稼働するまで、以下の暫定措置が適用される。

- ・ 確認と検証は、将来 DOE になる意思のある資格のある独立した組織によって実施される必要がある。
- ・ これらの組織は、以下の基準を遵守する必要がある：
  - 組織もしくはその下請け業者が、確認、立証、認証の機能を実施するために選択された CDM プロジェクト活動の参加者の間に、実際の、もしくは潜在的な関心に関する争いが無いこと。
  - 付属文書 4 のガイドラインに従うこと。
  - 可能な限り早急に、EB において DOE として認定されるように申請するであろうことを書面にて確認しなければならない。
  - Bonn 合意に詳細に記されている DOE の要件を遵守することを書面にて確認しなければならない。
  - EB と DOE の将来のコミュニケーションと活動に関するコストは、契約者が支払う必要がある。

暫定的な調整は、EB と DOE が稼働し始めれば（これは Senter によって判断される）、キャンセルされる。EB と DOE が稼働しはじめてから最初の 180 日間は、契約者は、確認、登録、認証、発行に関する正式な義務を満たす。

##### ホスト国とオランダの参加要件

ホスト国は、京都議定書の締約国であれば、参加する権利がある。この点に関連することは、ホスト国の承認レター（LoA）提出の際の状況である。いかなる遅延をも回避するために、ホスト国は、最低限の要件として、京都議定書発効から 30 日以内に、京都議定書に加盟することを LoA にのなかで確認しなければならない。LoA のフォーマットは付属文書 3 に含まれている。供給者は、LoA の提出に責任を持つ。ホスト国が、京都議定書発効から 30 日以内に京都議定書に加盟しない場合、契約事項は再交渉される可能性がある。

### 2.3.5 その他の要件

- ・ CDM プロジェクトは、京都議定書の締約国であるいかなる非附属書I国において実施可能である。契約は、ホスト国が付属文書3の様式に従ったLoAに署名することにより終了することができる。
- ・ プロジェクトの融資は、Senterによる支払い以前に終了している必要がある。
- ・ Senterが実施された環境分析と(もしくは)環境影響評価の結果を疑う場合、Senterは欧州基準に従ってEIAを要求することができる。
- ・ 原子力エネルギープロジェクトによるCERは不適格である。
- ・ シンクの増大に関するプロジェクトからのCERは不適格である。
- ・ いずれは社会的、政治的、動揺をもたらすおそれのある、または社会や生物多様性に大規模な悪影響を与えているプロジェクトの結果によるCERは不適格である。
- ・ 供給者は、プロジェクトとその所有物(asset)の法的所有者であるという証拠を提出する必要がある。供給者がプロジェクトの所有者でない場合、供給者と所有者間の契約に、両者の関係の調整に関する申し入れが含まれている必要がある。オーナーは、供給者に対して、SenterとのCERUPTの契約下の義務から生じる活動の実施を円滑にし、オーソライズする必要がある。

### 2.4 支払い、前払いの条件

支払いの条件は、付属文書7のCERUPTの一般条件に示されている。支払いは以下のようになされる。

- ・ パラグラフ2.2に記載されているように、プロジェクトが開始され、排出削減が行われる、1、3、5年目などに行われる。
- ・ 2、4、6年目など、モニタリング報告書の提出の際に行われる。これらの支払いは前払いとみなされる。この排出削減は、次の年には認証され、CERsは支払いが完了したと判断された時に発行される。

支払いは、デリバリーされたCERの数量に等しい。

例外の場合、及び不可避であると証明された場合に限り、Senterはプロジェクトが実施される前、例えばCERの実際のデリバリーの前に、前払いを行う。前払いは、供給者のランキングにマイナスの影響を与える(セクション2.7を参照)。提案の中で、供給者は、以下の事項を特定する必要がある。

- ・ なぜ、前払いが不可避であったか
- ・ どのような代替資金が考慮され、もしくはまだ考慮中であるか。
- ・ どのような理由で代替資金源が拒否されたか。
- ・ 考慮、交渉中の代替資金の状況。

Senterは最大4回、保障された契約価値の50%までの前払いを行う可能性がある。前払いは、提案書の中に供給者によって明示された、明確に測定可能なマイルストーンにおいてのみ実施される。デリバリーの支払いは、デリバリーされたCERsの価値が前払い額を上回ってから開始される。

## 2.5 一般的な条件

CERUPT の一般的な条件は、付属文書 7 に記載されている。

## 2.6 質的選択の基準

質的選択の基準は、供給者としての候補者の適正を評価するために用いられる。基準は、CERUPT の手続きの選択の段階で利用される（3.2 参照）。

### 2.6.1 選考基準

#### 技術的なキャパシティー

技術的なキャパシティーは、0 - 100 の指標で測定される。もっとも高いスコアの供給者が選定される（3.2 を参照）。

供給者は、CER を生成させることができる CDM プロジェクトを実施させることが可能である必要がある。

供給者の技術的なキャパシティーは、以下に示す条件を備えている必要がある：

- ・ CER を生成するための供給者の設備に関する記述。CER は、未設置の設備（CDM プロジェクト）から生成されるため、供給者はどの設備が使用されるか、どのように実現化されるか定性的に記述する必要がある（付属文書 1 の PIN 様式使用）。
- ・ ベースラインの算定と期待される排出削減の見積もり。（付属文書 1 の PIN 様式使用）
- ・ ホスト国の認定された権威（オーソリティ）からの承認レター（付属文書 2 の様式使用）
- ・ 類似プロジェクトのセットアップに関する参照事例
- ・ 類似プロジェクトの運営に関する参照事例
- ・ プロジェクトで使用される技術に関する参照事例

供給者による情報が、供給者の契約参加の可否の判断に不十分な場合、Senter は供給者に追加情報を求めることが可能である。Senter は、供給者の生産キャパシティー、及び必要に応じてその研究調査設備・品質管理対策をチェックすることができる。または、供給者が所属する国の公的審査機関によりチェックされた供給者の生産キャパシティーも同様にチェックすることができる。

Table 2.1: 技術的なキャパシティに関するスコア表

基準	注意するポイント	最大のスコア
I プロジェクトの定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの実現はフィージブルである。</li> <li>ベースラインと排出削減の見積もりが現実的である。</li> <li>ホスト国の政府のプロジェクト承認が得られそうである。</li> <li>プロジェクトのリスクが管理しやすい。</li> </ul>	50
II 運営プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営計画が、プロジェクトの目的を実現するために適切である。</li> <li>プロジェクトは効率的な方法で実行されなければならない。</li> <li>プロジェクトは、与えられた時間的制限の中で効果的に実施されるべきである。</li> <li>共同事業体のパートナーの関係が安定している。</li> </ul>	20
III 経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去三年間に、類似のプロジェクトの立ち上げ、主要なデリバリーの実施、類似プロジェクトの実現に関する経験がある。</li> <li>類似のプロジェクトの運営に関する経験がある。</li> <li>CDM プロジェクトで使用される技術に関する参照事例がある。</li> </ul>	30
合計		100

## 登録:

一般的な専門キャパシティに欠けた供給者は、除外される。

Senter は、供給者に対して、専門または商業登記に登録されているかを証明すること、または当該供給者が設立されている国の法律に従って、口頭による宣誓、もしくは証明書を証拠として提出することを要求する。

## 財政・経済的状态:

財政的に CER をデリバリーできない供給者は除外される。

その証拠には、以下に示すものがある:

- 供給者のバランスシートを含む 1998 年、1999 年、2000 年の認証された会計報告、またはそこから抜き出しと供給者の過去 3 年間の会計年度における総出来高。
- もし、上記が得られない場合は、供給者の過去 3 年間の会計年度における総出来高に関する公認の明細書。
- もし、上記が得られない場合は、銀行からの適切な明細書
- Senter の要求する参考文献、文書

## 資金能力の指標は、以下の根拠による

- 公平性: 少なくとも提案する意図のある CER に 10 EURO を乗じた額に達する
- 安定したプラスの売上の伸びと過去 3 年間の利益
- 提案する意図のある CER に 10 EURO を乗じた額を最大として、国際的に認められた格付け機関によるクレジットの格付け

## 社会的責任:

供給者は多国籍企業に関する OECD ガイドライン(付属文書 9)に留意し、十分にその実施に努力する。供給者は少なくとも付属文書 9 の基準を遵守しなければならない。

供給者からの明細書は証拠になり得る。

## 2.6.2 排除の基準

以下の場合、いかなる供給者も参加から排除される。

- a) 破産、もしくは会社を解散しようとしている、裁判所の管理下にある、債権者との調整下にある（支払い猶予期間）、国の法律や規制による同様の手続きによって類似の状況下にある。
- b) 裁判所による強制的な生産もしくは管理、債権者との協定にある（支払い猶予期間）、国の法律や規制による同様の手続きによって類似の状況下にあるため、破産宣告の手続きの対象になっている。
- c) 既判事項の拘束力のある判決によって職務上の行動に関して法律違反の有罪判決を受けている。
- d) Senter が十分な根拠を示す手段により、重大な職務上の失敗によって有罪になっている。
- e) 供給者が設立されている国もしくはオランダの法規定に基づく社会保険負担の義務を果たしていない。
- f) 供給者が開設されている国もしくはオランダの法規定に基づく納税の義務を果たしていない。
- g) TOR に基づいた質的な選択基準のための情報提供にあたり、深刻な虚偽の陳述をした。

証拠は以下のように示される：

- ・ a、b、c のケースでは、a、b、c で引用されたどのケースも供給者に当てはまらないことを示す裁判記録からの抜粋。このような抜粋が利用できない場合、Senter は同様の文書を供給者の母国の所轄裁判所及び官庁から受け取る。
- ・ e、f のケースでは、供給者の母国の所轄官庁が発行した証明書。
- ・ d、g のケースでは、証拠提出の必要はない。

国によっては、以上に言及した文書や証明書は発行されていないか、引用したケースをカバーしていない。その場合、口頭の宣誓や、口頭の宣誓がない国の場合、供給者の法的な代表者による供給者の母国の所轄裁判所及び官庁、公証人、所轄専門、取引団体の前での厳粛な宣言により代替される。

## 2.7 契約締結の基準

契約締結の基準は、選択された供給者からの提案を評価するために用いられる。これらは CERUPT の手続きの契約締結段階で利用される（3.3 参照）。

契約は経済的に最も有利な提案と締結する。以下の要素が考慮されるべきである。

1. CER 1 単位の価格 (P)
2. 下表による技術的優先 (T)

使用される技術	T
再生可能エネルギー（バイオマスを除く）	1
クリーンなエネルギー生産、持続可能な成長によるバイオマス（廃棄物以外）によるエネルギー生産	1.25
エネルギー効率向上	1.25
その他、化石燃料からの転換とメタン回収など	1.67

3. プロジェクトの実現可能性（F）、提案されたプロジェクトと技術が主要なゴールを達成するために実現可能であり、（技術的、組織的、資金的に）能力があること。1 から 100 までのスコアで表示され、60 以下の場合には除外される。

例えば、これは、熱と電力をエネルギーの使用者に提供する CHP プロジェクトの実現可能性、グリッド等やクライアントに電力を供給する風力発電プロジェクトの実現可能性を意味している。

プロジェクトのフィージビリティの評価のために、Senter は提案書の以下の側面を評価する。

技術（35 ポイント）

- ・ プロジェクトの正当化
- ・ ホスト国の市場開発
- ・ プロジェクトの競争性
- ・ プロジェクトの企画
- ・ 提案された技術の適正
- ・ ハードウェアと原材料の適正

プロジェクトの財政的構造（35 ポイント）

- ・ 財産と総投資の合計
- ・ キャッシュフローの予測
- ・ 財政構造：財源と保証
- ・ 契約の状況（例：電力購入の合意）
- ・ 前払いの要求の正当性
- ・ 保険

プロジェクト組織（30 ポイント）

- ・ 役割分担、プロジェクトパートナーの位置
- ・ 管理構造
- ・ 段階設定、活動計画、スケジュール、資源の計画
- ・ マイルストーンのフィージビリティ
- ・ プロジェクトの実現に影響を及ぼす予測

ランク付け：

F を満たすプロポーザルは、P×T によってランク付けされる。Senter は、P×T が最も小さい提案を第一とし、最も高いプロジェクトを末尾にするリストを作成する。契約締結はリストの先頭から実施される。Senter は、P×T が EUR 5.5 を超えるプロジェクトを拒否するであろう。競争入札を促

進するため、EUR 5.50 を超えていなくても、Senter はランキングの下から 10% を拒否する権利を持つ。

前払い金：

前金（AP）の場合、Senter は、10% の割引率で、この支払いの実施時から将来の価値（FV）を計算する。

使用される計算式は  $FV = AP * (1+r)^{n-1}$  である。これは、価格 P が、初期支払い（前払い）が必要な時点に比較して高くなること、及び支払いが後に行われる場合に比較して低くなることを意味している。配布時の支払いは、ディスカウントされない。

例：

供給者が、2006 年から 2013 年の間に、25,000 CER / 年を提供すると仮定する。提案は 1 CER あたり EUR 5 とすると、契約総額は EUR 1,000,000 である。供給者は、2003 年、契約時に 25% の前払いを受け取り、10% を 2004 年の建設開始時に受け取り、2005 年の引渡し（ターンキー）段階で 15% を受け取る。

例：

一件の供給者が 2009 年から 2013 年の間に年あたり 25,000 CERs を提供するとする。オファーは CER あたり EUR5 で、契約の総額は EUR1,000,000 である。供給者は 2003 年、契約時に 25% の前払いを欲し、2004 年の建設開始にあたって 10% を受け取り、2005 年のターンキー段階で (turn key moment) で 15% を受け取る。

年	CER のデリバリー	前払い	支払い	割引
2003	-	25%	250,000	349,388
2004	-	10%	100,000	146,410
2005	-	15%	150,000	216,288
2006	25,000	-	-	-
2007	25,000	-	-	-
2008	25,000	-	-	-
2009	25,000	-	-	-
2010	25,000	-	125,000	125,000
2011	25,000	-	125,000	125,000
2012	25,000	-	125,000	125,000
2013	25,000	-	125,000	125,000
合計	200,000	50%	1,000,000	1,212,085

この例では、CER は EUR6.06 である。これがランク付けの基礎になる。

### 3. 手続き

#### 3.1 一般的事項

CERUPT は、EU の供給指令 (EU directive for supplies) 93/36/EEC に従って行われる。CERUPT は二つの段階から構成される。選考段階と契約締結段階である。手続きは、付属文書 6 に概略図的に示されている。この付属文書は、プロジェクト開発サイクルのそれぞれの段階と CERUPT のサイクルにおいて、供給者、ホスト国、オランダ政府等さまざまな主体の役割の概要を包含している。

Senter は、いずれの段階においても CERUPT 2001 を無効とする権利を有している。

#### 3.2 選択段階

選択段階において、供給者は、Senter に入札意向書を提出する。供給者は、セクション 2.6 の質的選択の基準によって審査、評価を受け、最終的には技術的なキャパシティーによってランク付けられる。

注意：Senter は、供給者と称する会社/法的主体を将来の契約者とみなしている。契約段階で、入札意向書を提出している会社/法的主体によって完全に保証されていない限り、Senter は他の法的主体（例えばプロジェクト会社）を契約者として受け入れない。

入札意向書には、以下の情報が包含される必要がある。

Table3.1 入札意向書に記載されるべき項目

番号	記述
1	パラグラフ 2.6.2a、b、c、e 及び f に述べられたケースのどれも供給者に当てはまらないという供給者による説明書。
2	すべてのプロジェクト参加者による関心表明レター
3	(1)供給者のバランスシートを含む 1998 年、1999 年、2000 年の認証された会計報告もしくはそこから抜き出しと供給者の過去 3 カ年の会計年度における総出来高。それが得られない場合は、(2)供給者の過去 3 カ年の会計年度における総出来高に関する公認明細書、それが得られない場合は、(3)銀行からの適切な明細書。
3a	供給者が 3 に述べられている同じ法的主体でない場合、3 で述べられている法的主体による完全な保証。
4	専門的、商業的登記からの最新の抜き出し。
5	PIN (付属文書 1 のフォーマット使用)
6	ホスト国の承認レター (付属文書 2 のフォーマット使用)
7	同様のプロジェクト立ち上げの参考事例 (段落 2.6.1 の明細使用)
8	同様のプロジェクト実施の参考事例 (段落 2.6.1 の明細使用)
9	プロジェクトで使用される技術に関する参考事例 (段落 2.6.1 の明細使用)
10	社会的責任の説明

フォーマットの利用は、義務であることに注意が必要である。指定のフォームでない PINs と承認レターは受理されない。

供給者は、タイムテーブル (パラグラフ 3.5) に述べられた期日までに入札意向書のハードコピーを 5 部提出する必要がある。また、PIN を含むワードの文書を、3.5 インチディスクもしくは CD-ROM で提出する必要がある。締め切り後に届いたり、e-mail や FAX のように異なるフォームで届いた入札意向書は受け付けない。

Senter は、最低3人のメンバーにより、入札意向書を評価する。評価チームの結論は、CERUPT 2001の実施の最終段階まで参加しない、独立した専門家による委員会が確認する。

### 3.3 契約締結段階

次は、契約締結段階である。さまざまな段階で提出された項目は、下表のとおりである。提出の締め切りに提案書の一部として用意されているべきである項目と、契約に必要な項目であるが、後の段階で提出することができる項目に区別されている。

Table 3.2: 提案書提出の締め切り時に、提案書の一部として供給されるべきであるアイテム

番号	記載	参照
1	CER、数量、価格、デリバリーの時期に関する提案	2.2
2	ホスト国の承認レター（付属文書3のフォーマットまたは類似のものを使用）	2.3.1
3	前払い金の支払いに関する提案	2.4
4	ビジネスプラン（付属文書5のフォーマットを使用）	2.2
5	ベースラインスタディー（付属文書4のフォーマット使用）	2.3.2
6	DOEによるベースラインの確認に関する報告	2.3.1
7	段落 2.6.2a、b、cのいかなるケースにも供給者が当てはまらないという証拠	2.6.2
8	段落 2.6.2e 及び fのいかなるケースにも供給者が当てはまらないという証拠	2.6.2

フォーマットの利用は、義務であることに注意が必要である。指定のフォームでないビジネスプランとベースラインスタディーは受理されない。

これらのうち、どの文書が欠落していても、提案書は受理されない。

Table3.3：条項の中の回避条件になるアイテム

番号	記載	参照
9	プロジェクトのパートナーと（下請）契約者との契約	2.3.5
10	活動と資金両方の約束に関する、すべてのプロジェクト参加者の約束レター	2.3.5
11	プロジェクトに関する財政的な調整の証明、クレジットと参加の調整、保険	2.3.5
12	公開参加に関する報告書	2.3.1
13	ホスト国が要求した場合の環境影響評価	2.3.1
14	確認報告書	2.3.3
		2.3.4
15	EBによるプロジェクトの登録	2.3.3
		2.3.4

供給者は、タイムテーブル（パラグラフ 3.5）に述べられた期日までに提案書のハードコピーを5部提出する必要がある。また、提案書を含むワードの文書を、3.5 インチディスクもしくは CD - ROMで提出する必要がある。締め切り後に届いたり、e-mail や FAX のように異なるフォームで届いた提案書は受け付けない。

それぞれの供給者は、評価チームに対して、提案書を発表する機会が与えられる。発表は60分限定されている。発表は、20分～30分であり、残りの30分～40分は評価チームの質問のための時間である。発表は、デフォルトのものではなく、ハイライトと独自のセールスポイントを強調して欲しい。

プレゼンテーションでの発表に関するアドバイスは、以下のとおり：

- ・ プロジェクト実施の最終的な責任を有する人物（例、供給者の会長）
- ・ プロジェクトマネージャー
- ・ 可能な場合は、プロジェクトの他の参加者の代表

Senter は現場調査を実施し、地域を調査して、プロジェクト参加者と国内の利害関係者にインタビューを行う。

Senter は、パラグラフ 2.7 の契約締結の基準に従って 3 つの手段により提案書を評価する。

- ・ 文書
- ・ 供給者によるプレゼンテーション
- ・ 現場の評価

選択段階と同じように、Senter は、最低 3 人のメンバーにより、提案書を評価する。評価チームの結論は、CERUPT 2001 の実施の最終段階まで参加しない、独立した専門家による委員会が確認する。

提案が評価によって受け入れられた場合、Senter は最大 EUR37,500 まで、提案書作成代金を返済する。この金額は以下の項目により構成されている。

- ・ DOE によるベースラインの確認のためのコスト、一括 EUR 12,500
- ・ ベースライン調査を実施するための内部コスト、一括 EUR 25,000

すべての金額は消費税（VAT）を含む。

供給者が小規模プロジェクト用に標準化されたベースラインを使用している場合、ベースライン作成の返済はなされない（2001 年 12 月から利用可能）。

### 3.4 契約手続き

提案書がプラスの評価を受けた後、Senter は、供給者と契約を締結する。Table3.3 の文書の提出は、契約の中に回避条件として包含することが可能である。これらの文書が、入札結果の最終的な発表の 6 ヶ月以内に提出されない場合、Senter は契約を無効とする権利を有する。供給者は、Senter へ独占的に CER の権利を販売することを表明し、他の潜在的な購入者に売却しないことを宣言する。

セクション 2.3.4 のいずれかのケースが適用されるとき、契約は以下のプロセスに基づいて行われる。

Table3.4 暫定的な契約手続き

状況	手続き
ホスト国もしくはオランダが参加要件を満たせない場合	項目 14、15 の問題ではなく、締約国の参加要件の遵守がペンディングであることのみであるという DOE による確認の書類が、Senter に提出される。項目 14、15 の提出は、条項の中で但し書きにされる。
EB と DOEs が運用されていない	DOE として活動する資格のある独立組織によって確認書類が Senter に提出される。項目 14、15 の提出は、条項の回避条件として但し書きにされる。

### 3.5 入札結果の公表

供給者は、文書により入札の結果が知らされる。入札結果は、欧州共同体の公式機関紙で発表される。

### 3.6 タイムテーブル

Table3.5 タイムテーブル

活動	日付
入札の発表	2001年11月1日
入札の終了	1月31日、現地時間12時
供給者の選定、プロポーザルへの案内	2002年5月1日*
プロポーザルの終了	2002年8月29日、現地時間12時
プレゼンテーション	2002年10月7日～11日*
契約締結	2002年11月7日*
入札結果の発表	2002年11月21日*

\*indicative

### 3.7 連絡先

入札機関：

Senter, Dutch Government Agency  
Contact: Mr. Egbert LIESE  
P.O. Box 30732  
2500 GS THE HAGUE  
The Netherlands  
tel. +31-70-361-0495  
fax +31-70-361-0918  
e-mail: [carboncredits@senter.nl](mailto:carboncredits@senter.nl)  
internet [www.carboncredits.nl](http://www.carboncredits.nl)

オランダの監督官庁

Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment of The Netherlands  
Directorate-General for Environment Protection  
Contact: Mr. Ferry VAN HAGEN  
P.O. Box 30945  
2500 GX THE HAGUE  
The Netherlands  
tel. +31-70-339-3456  
fax +31-70-339-1306  
e-mail: [Ferry.VanHagen@minvrom.nl](mailto:Ferry.VanHagen@minvrom.nl)  
internet [www.cdminfo.nl](http://www.cdminfo.nl)

**付属文書 1: プロジェクトアイデアノート (PIN)** 注) 1. は英文 (原文) のまま

*The form consists of two parts. Please start every part on a new page.*

1. GENERAL INFORMATION

1.1 Supplier data

Company name  
Address  
Zip code + city address  
Postal address  
Zip code + city postal address  
Country  
Contact person: Mr/Mrs title initials surname  
Job title  
Telephone number  
Fax number  
E-mail  
Bank/Giro number  
Bank  
No. of Employees  
Company's main activity  
CPV number  
Registration number Professional or Trade Register + City  
Date of registration

1.2 Corresponder's data (if Supplier is represented by a third party)

Company name  
Address  
Zip code + city address  
Postal address  
Zip code + city postal address  
Country  
Contact person: Mr/Mrs title initials surname  
Job title  
Telephone number  
Fax number  
E-mail

1.3 Project partners

*Please fill in a separate data sheet for every project partner*

Company name  
Position in the project  
Visiting address  
Zip code + city + country visiting address  
Postal address  
Zip code + city + country visiting address  
Country  
Contact person: Mr/Mrtitle initials surname  
Job title  
Telephone number  
Fax number  
E-mail  
No. of Employees  
Company's main activity  
CPV number  
Registration number Professional or Trade Register + City  
Date of registration

- 2 プロジェクト情報
- 2.1 投資情報シート
  - ・ プロジェクトタイトル (最大40ポジション)
  - ・ ホスト国
  - ・ 投資場所
  - ・ 要約 (最大100語、プロジェクトの最も重要な特徴)
  - ・ 予定投資開始日
  - ・ 予定建設開始日と終了日
  - ・ デリバリー開始予定年
  - ・ デリバリーされるCERの見積り量
  - ・ 提供されるCERの見積り価格
  - ・ 必要となる投資の見積り総額
  - ・ 予定される資金調達手段
  - ・ その他の財政上の考慮
  - ・ 現状 (議論中 / 計画中 / 準備中 / ホスト国と議論中等、準備が進行済み)
- 2.2 背景と正当化 (最大A4 1 ページ)
  - ・ プロジェクトの背景、過去の経緯とプロジェクトが解決すべき問題に関する記述。
  - ・ プロジェクトパートナーの中心的なビジネス、それらの関係、関係が継続している期間、実行されている活動内容に関する記述。
  - ・ 関連する資金的約束に関する記述。
- 2.3 マーケットの記述 (最大A4 1 ページ)
  - ・ 投資が行われている市場の状況に関する記述。
- 2.4 投資計画 (最大A4 1 ページ)
  - ・ 投資計画の記述 (投資プラン、財政プラン)
  - ・ ホスト国の態度を示す。
- 2.5 排出削減 (最大A4 1 ページ)
  - ・ ベースラインに関する簡単な記述。
  - ・ 排出削減量に関する簡単な記述。

**付属文書 2 : エンドースメントレター案** 注) 英文(原文)のまま

Undersigned, as a legal and authorised representative of <name country/state>,

[Preambles, references, political statements.]

Referring to:

proposal number. <number of proposal indicated by company>,  
named <name proposal>, hereafter to be referred to as 'the Project',  
located <location>  
<any other information needed to identify the project>  
by <name proposer>, hereafter to be referred to as 'Supplier',  
dated <date proposal>,

I wish to refer to the request by <name Supplier> that the above mentioned project be considered for participation in the CERUPT tender, of which Senter is the tendering agency on behalf of the Netherlands government.

<Host Country> appreciates that the objective of the CERUPT tender is to provide resources to projects which will generate greenhouse gas emission reductions that in due course are expected to be eligible for registration for the purpose of Article 12 of the Kyoto Protocol to the UN Convention on Climate Change (UNFCCC) according to the terms of the UNFCCC. <Host Country> appreciates also that CERUPT is designed to generate emissions reductions, which have been independently certified, prior to the start of the commitment period defined in Article 3 of the Protocol. <Host Country> understands also that in order to consider a project as a project activity under Article 12 of the Kyoto Protocol (CDM) that will have to become a Party to the Kyoto Protocol ultimately 30 days after the protocol has entered into force.

As the authorized representative of <host country>, I hereby confirm that <Host Country> endorses the further development of the <name of project> and that by this endorsement <Host Country> is committing itself to render such assistance as may be necessary in the future registration, verification, certification and issuance for the purposes of the Kyoto Protocol of greenhouse gas emission reductions generated by the - name of project-, Host country- understands that these modalities (partly) still have to be developed by the Conference of the Parties to UNFCCC serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol.

<Name of Signatory>  
<Title>  
<Signature>

**付属文書 3 : 承認レター案** 注) 英文 (原文) のまま

Undersigned, as a legal and authorised representative of <name country/state>,

[Preambles, references, political statements.]

referring to:

proposal number. <number of proposal indicated by company>,  
named <name proposal>, hereafter to be referred to as 'the CDM project',  
<located location>  
<any other information needed to identify the project>  
by <name proposer>, hereafter to be referred to as 'Contractor',  
dated <date proposal>,

declares that:

- 1 <Host Country> has fulfilled its national obligations in order to become a Party to the Kyoto Protocol, -or- shall accede to the Kyoto Protocol ultimately 30 days after the Kyoto Protocol has entered into force
- 2 <host country> recognises the CDM project to be a Clean Development Mechanism project in accordance with article 12 of the Kyoto Protocol and its underlying decisions.
- 3 <host country> confirms that the CDM project contributes towards realisation of the country's sustainable development goals
- 4 <host country> authorises the contractor and any future owner of the CDM project to generate CERs, by realisation and operation of the CDM project, in accordance with article 12 of the Kyoto Protocol.
- 5 <host country> accepts the transfer <amount, percentage> of verified CERs, generated through the CDM project, to the Government of The Netherlands during the crediting period of the CDM project <year .. – year ..>, through issue of CERs by the CDM Registry under the CDM Executive Board, cf. FCCC/CP//CRP.11, Annex to Decision -/CMP.1 (article 12), Part J) or through any other mechanism accepted by COP/MOP.
- 6 The transfer of CERs is irrespective of any legal or other transfer of the CDM project to third parties.
- 7 In case the Kyoto Protocol will not enter into force, <host country> and the Netherlands consider the transfer to the Netherlands as a transfer of greenhouse gas emission reduction on a bilateral basis.

Drafted <date>, <town, country>

Signed

For the host country:

Full Name Country:

Name:

Position:

Date:

Signature:

#### 付属文書4：ベースライン、確認、モニタリング、検証のためのガイドライン

本付属文書は、別添書類としてとりまとめられている。

**付属文書 5 : ビジネスプラン** 注) 英文 (原文) のまま

**1. PROJECT PARTICIPANTS DESCRIPTION**

**1.1 Supplier Data**

Company name  
Address  
Zip code + city address  
Postal address  
Zip code + city postal address  
Country  
Contact person: Mr/Mrs title initials surname  
Job title  
Telephone number  
Fax number  
E-mail  
Bank/Giro number  
Bank  
No. of Employees  
Company's main activity  
CPV number  
Registration number Professional or Trade Register + City  
Date of registration

**1.2 Corresponder's Data (if Supplier is represented by a third party)**

Company name  
Address  
Zip code + city address  
Postal address  
Zip code + city postal address  
Country  
Contact person: Mr/Mrs title initials surname  
Job title  
Telephone number  
Fax number  
E-mail

**1.3 Other Project Participants**

Please fill in a separate data sheet for every project participants  
Company name  
Position in the project  
Visiting address  
Zip code + city + country visiting address  
Postal address  
Zip code + city + country visiting address  
Country  
Contact person: Mr/Mrs title initials surname  
Job title  
Telephone number  
Fax number  
E-mail  
No. of Employees  
Company's main activity  
CPV number  
Registration number Professional or Trade Register + City  
Date of registration

#### **1.4 Financial Participant (expected)**

*Please fill in a separate data sheet for every financial participant*

Company name  
Visiting address  
Zip code + city + country visiting address  
Postal address  
Zip code + city + country visiting address  
Country  
Contact person: Mr/Mrs title initials surname  
Job title  
Telephone number  
Fax number  
E-mail  
Company's main activity  
CPV number  
Registration number Professional or Trade Register + City  
Date of registration

#### **1.5 Project Participants Description**

- Describe the core business of the project participants and how this project fits into their strategy;
- Describe the strong and weak points of the project participants in relation to the investment, including participant's qualifications and experience to carry out the assignment.
- Describe the relations between the project participants;
- Describe other initiatives carried out earlier with the present partnership.
- Describe related investment and financial commitments.

### **2. INVESTMENT DESCRIPTION**

#### **2.1 Investment Information Sheet**

- Project Title (maximum 40 positions)
- Host country
- Location of Investment
- Abstract (maximum 100 words, most important features of the project)
- Investment starting date
- Construction starting date and finishing date
- First year of delivery
- Total of CER to be delivered
- Price per CER offered
- Total investment
- Means of finance
- Description of other financial considerations

#### **2.2 Market Analysis**

Describe the market situation in which the investment will be operating. Items to be addressed are:

- country profile (general information, economic data, etc.);
- sector description;
- governmental policy towards the sector;
- competitors (their strong and weak points);
- market prices;
- the general market framework within which the investment will be carried out;
- chances and treats for the investment;
- description of the customers;
- market trends;
- etc.

### **2.3 Marketing Mix Description**

Describe location, product, price and promotion of the investment, and how this relates to the market analysis as described in paragraph 2.2.

### **2.4 Technology Description**

Describe the technical specifications of the hardware and the plant designs, etc (add hardware quotations where possible).

### **2.5 Work Plan Description**

Give a description of the scheduling of the Activities (and sub-activities) with dates for the start of project implementation, the phasing of activities, milestones, completion date and reporting schedule.

- elaborate on project phasing, broken down to activities leading to the results;
- indicate milestones;
- give time planning including a critical path. Use different scenarios, indicate factors affecting the scenarios;

### **2.6 Other Resources Description**

Give a description of other resources, like human resources delivered (Technical Assistance; formal training courses) and time schedule for Technical Assistance (Staff Deployment Schedule).

### **2.7 Project Organisation Description**

- Give a description of the project organisation. In particular, the proposal should:
- explain how Supplier intends to organise project management;
- outline the tasks and the names of organisations and (groups of) people involved.

### **2.8 Formalities and Institutions Description**

Describe the legal necessities in relation to the investment, like licences, energy law, privatisation act, technical approvals, etc.

### **2.9 Economic and Social Impact Description**

Describe the economic and social impact of the investment in the host country.

## **3. FINANCIAL DOSSIER**

If possible, use spreadsheets, graphs and charts in this section. Should be sent in to Senter in Excel 97 convertible programmes.

### **3.1 Investment Plan**

Give a description of the assets of the investment (net assets, fixed assets, and current assets).

### **3.2 Financial Plan**

Describe how the investment will be financed and under what conditions and terms.

### **3.3 Exploitation Estimate**

Give an estimation of the turnover, costs, etc of the investment up to 2012.

### **3.4 Liquidity Plan**

Give an estimation of expenses and revenues of the investment up to 2012.

### **3.5 Sensitivity Analysis**

Give a sensitivity analysis of the return on investment (energy prices, project costs (EPC costs, development cost, O&M costs, construction period, energy generation, debt interest rate), change in technology, change in policy, etc).

## **4. ENVIRONMENTAL AND SOCIAL IMPACT**

### **4.1 Environmental impact**

Areas to be addressed are:

- use of scarce resources (like minerals, clean water);
- emissions to air, water and soil;
- production of waste;

- disturbance of flora and fauna.
- Indicate whether the host country or other stakeholders (e.g. financial institutions) will demand an Environmental Impact Assessment EIA. If yes, indicate when the EIA will be submitted;
- In case no EIA is requested, indicate the potential detrimental effects on the environment.
- Indicate the measures to mitigate these effects.
- In case no detrimental effects on the environment are expected, clarify.
- Indicate which environmental standards are used for the implementation of the project (e.g. local standards, EU standards, Worldbank standards)

#### **4.2 Social impact**

- Describe potential impacts on the local community of the project;
- Describe how comments of stakeholders will be invited and taken into account.

付属文書 6 a : CERUPT の手続き (省略)

付属文書 6 b : CDM プロジェクト/CERUPT 入札に関するアクターのタスクと責任

以下の表は CDM プロジェクトと CERUPT 入札に関する様々な主体の課題と責任についてである。

段階/ マイルストーン		供給者	Sender	ホスト国	DOE	EB
プロジェクト開発	プロジェクトの同定	X				
	供給者と Sender 間の最初の協議	X	X			
	以下のものを含む入札意向書 - 供給者が排除基準に当てはまらないという証明 - 財政的、経済的地位の証明 - 技術的なキャパシティの証明( CO <sub>2</sub> 削減の見積もり、パートナーとプロジェクトの記述、参照事例) - プロジェクトアイデアノート (PIN)	X				
	ホスト国との最初の協議 (義務ではない)	X		X		
	ホスト国から供給者への Letter of No Objection の発行			X		
ショートリスト化	入札意向書の発表		X			
	入札意向書の提出と受理	X	X			
	選択		X			
	拒否の通知と提案書依頼		X			
	ホスト国への通知		X	X		
提案の準備	ベースライン、EIA、ビジネスプランを含むプロジェクトデザイン文書の作成	X				
	ベースラインの定義	X				
	ベースラインの確認のために DOE と契約	X				
	ベースラインの確認				X	
	環境影響の分析、EIA の必要性についてホスト国とともに決定	X		X		
	必要であれば、EIA を開始	X				
	ステークホルダーからのコメント受理、その概要と考慮方法の提示	X				
	モニタリングプラン作成	X				
	ホスト国と承諾レターについて連絡	X		X		
確認	供給者と DOE の間で確認契約が完結する(ベースラインは既にプロポーザル提出の前に確認されている)	X			X	
	プロジェクトデザインドキュメント (PDD) を発表				X	
	関係者、利害関係者、NGO から PDD に対するコメントを受け取る				X	
	PDD が妥当かどうか決定し、提出されたコメントを考慮する				X	
	確認報告書を作成し、供給者に送付する				X	
契約締結	最終的な提案書の提出 - ベースラインの確認レポート - PDD とビジネスプラン - LoA - EIA (該当する場合)	X				
	提案書の正式な口頭による発表	X				
	提案書のランキングの評価		X			
	CER のデリバリー契約の署名	X	X			
	拒否通知		X			

段階/ マイルストーン		供給者	Sender	ホスト国	DOE	EB
	契約文書の回避条件を満たす（財政的要件を最終的にする、EIA、正式な確認、登録手続き） （下参照）	X				
	ホスト国に通知する		X			
プロジェクトの登録	EB へのレター及びホスト国の LoA、オランダの LoA、検証報告書と PDD を含むパッケージで構成される登録の要請を EB に提出する。				X	
	EB のメンバーの 4 分の 1 もしくは、関係する二つのパーティからレビューの要求が出されない限り、60 日以内にプロジェクトは登録される。					X
実施	主要管理点におけるレポートと該当する場合には納品書を発送する	X				
	マイルストーンにおけるレポートに基づいた前払い		X			
	投資の実施後、排出のモニタリング、モニタリング報告書の準備	X				
検証	DOE と供給者間の検証に関する契約	X			X	
	検証の実施 - PDD をチェックする - 必要であれば現場調査を行う - 他のソースからの追加データを使用 - モニタリング要件の適切な実施をチェック - 将来のモニタリングのための推薦 - 本来のモニタリング計画との一致の確認				X	
	供給者、関係者への検証報告書の提供（ホスト国とオランダ）					
認証	プロジェクトが達成した、プロジェクトがなければ達成することがなかったであろう、検証排出削減量を特定期間における検証報告書に基づき、書面にて証明する（=認証報告書）				X	
CERs の登録	認証報告書に基づく、EB への CERs の認証の要求				X	
	関係者もしくは、EB のメンバーの 4 分の 1 からレビューの要求が出されない限り、公的な決定の 15 日後に排出削減の決定は完了する。					X
CERs の発行	EB は CDM 登録管理者に CERs の特定数量の発行を要請し、EB のアカウントに移転する。					X
	EB は適応基金のアカウントに CERs の 2% を移転する。					X
	参加国とプロジェクト参加者のアカウントへの残りの CER のデリバリー					X
	オランダが CER 受け取り後、供給者への最終的な支払い	X	X			

## 付属文書 7：契約に関する一般条件

### 1. 概要

- 1.1 以下の条件は、CER のデリバリーに関する契約である。これらの条件及び規定から出発することが、Senter と契約者が書面にて合意した唯一の拘束である。契約者が通常支持するいかなる一般的な条件も、適用できない。
- 1.2 これらの一般的な条件と規定は、本 TOR に対する先入観なしに、CERUPT プログラムの元に、CER のデリバリーに適用される。
- 1.3 (条文の) 明瞭化のために、これらの条件と規定及び契約は、以下の定義に従う必要がある：
  - a) 入札コール：CER 購入の意向に関する公的、私的な手続き。
  - b) 契約：CERUPT プログラムの元で、CER をデリバリーするために、CDM プロジェクトに関する Senter と契約者の間で締結された契約
  - c) 評価ミッション：Senter によって実行、もしくは外注された CDM プロジェクトの評価及び（もしくは）結果を評価するための活動
  - d) ホスト国：CDM プロジェクトに参加している非附属書 I 国：例、CDM プロジェクトが実施されている国
  - e) 承認レター：プロポーザルの一部として業者が提出すべきホスト国がプロジェクトを CDM プロジェクトとして認めると述べたホスト国によって発行された手紙
  - f) モニタリングプラン、プロトコル：実現化される排出削減をどのようにモニタリングするかに関して記載された計画。モニタリング計画はベースラインスタディーの一部であり、DOE によって確認されるべきである。
  - g) CDM プロジェクト：入札コールで要請された CER のデリバリー実現のためのプロジェクト
  - h) サンプルフォーム：Senter によって提供される契約に必要なサンプルフォーム
  - j) TOR：入札コールで言及された契約条件を保証している文書で、CDM プロジェクトはこれに一致しなければならない。
  - k) 検証：検証は、DOE により行われる、定期的な独立したレビューであり、検証期間内に登録された CDM プロジェクトの結果により生成した GHG 排出削減のモニター結果の事後的な決定を行う活動である。
- 1.4 締約国は、これらの規定の一つ、もしくはそれ以上が適用されないと明記することができる。
- 1.5 この契約から生じるいかなる争議も、ハーグの地方裁判所のみで取り扱われるべきである。この契約はオランダ法によって規制、解釈される。

### 2. 当事者の義務

#### 契約者の義務

- 2.1 契約者は、TOR、これらの条件と既定、及び他の義務に従って、提案と契約に明記されている、実行とデリバリーに関する義務を履行しなければならない。
- 2.1a 契約は、デリバリーの期待されるスケジュールを含む、契約者がデリバリー可能な CER の最大数量に関する解説からなる。スケジュール通りにデリバリーされた CER が、契約した CER の最大量の 70% 以下であった場合、条件 3.1 の不可抗力による事故の場合を除き、Senter は、一ヶ月あたりの遅延に、合意された購入価格の 2.5% から、最大限で合意された購入価格と等しい価格まで罰金を課す権利を得る。これは Senter が契約者に前もって支払った金額の返還を求める権利を減じることはない。
- 2.2 デリバリーの保証をモニタリングするために、契約者は Senter に対して以下の情報を提出しなければならない：

- a) カレンダー毎年、報告期限の翌年の4月1日以前に、契約書は Senter に CDM プロジェクトの進行状況の報告書を提出しなくてはならない。定期的な報告には、それぞれの製品及び/もしくは CDM プロジェクトの段階に関して、以下の課題について扱う必要がある:
1. 以前の報告の段階からの実際の進行状況、及びそれが CDM プロジェクトのスケジュールと目標とどのように関係しているか。
  2. CDM プロジェクトに関する提案された変化と状況の変化
  3. 生じた副作用、ボトルネック、及び、そのボトルネックの取り扱い。
  4. 今後の期間への行動計画
  5. デリバリーされた、もしくはこれからデリバリーされる CER の概要とスケジュール。定期的な進捗報告は、CDM プロジェクトの実現可能性とタイムテーブルの観点から、上記の話題から導き出される結果によって結論づけられる必要がある。
  6. 確認されたモニタリング計画に沿った排出削減のモニタリング
- b) クレジット期間において、カレンダー上の最大2年毎、その期間の翌年の4月1日まで、契約者は Senter に検証報告書を提出しなければならない。
- 2.3 デリバリーを保証するために、契約者は、少なくとも CDM プロジェクトの期間において、一般的な国際貿易プロジェクトの慣行に従って、リスクや CDM プロジェクトに関連した物品をカバーする、適切な保険に加入する責任を有する。  
Senter の要請によって、契約者は保険の掛け金が適切に支払われた証明を直ちに提供する必要がある。
- 2.4 a. CDM プロジェクトの期間中の状況により、CDM の実行が阻害されたり、阻害される危険がある場合において、CER のタイムリーかつ完全なデリバリー、または条件 2.1 に示された義務の履行が不確実となった場合、契約者は、このことを即座に Senter に対して書面にて報告しなければならない。  
b. この情報に基づいて、Senter は契約を進めるべきかどうか決定する。  
c. 書面による情報がない場合でも、Senter は契約を無効とする権利を持つ。  
d. このすべてのケースで、2.1a 項は、効力を持つ
- 2.5 賠償の権利を除いて、契約者は、Senter の書面による事前の許可なしで、本契約から生じるいかなる権利や義務を、全部又は部分的にも、移転することはできない。このような許可は、追加的な条件及び規定となる。
- 2.6 契約者は、支払い停止、法定における破産宣告に関するいかなる要請についても、直ちに書面にて、Senter に報告しなければならない。
- 2.7 契約者は、いかなるときも、以下に示す項目に関して、Senter に任命された人員を支援しなければならない
- ・ CDM プロジェクト期間内における査察を実施する、又は実施させる。
  - ・ 住居目的で使用されている建物を除外した、すべての場所にアクセスする。
- 2.8 契約者は、CERUPT プログラムを適切に実施すること、及び CDM プロジェクトの契約から生じる責任を除いて、Senter をいかなる責任事項からも免責する。  
Senter は、CDM プロジェクトによる損害、活動から生じる費用、または税金や社会保険料の支払いなど法的・社会的義務に対する違反などの不注意など、契約者や下請業者によるいかなる活動にも責任を負わない。
- 2.9 CDM プロジェクトの実施において、供給者である契約者は、多国籍企業のための OECD ガイドラインに注意し、実施にあたってその実行に最大限努力する。契約者は、特に、TOR の付属文書 9 にのべられた条項を遵守するための全ての可能な努力をする必要がある。ガイドラインの違反、もしくは非遵守によって、Senter は契約が無効であるとする権利を得る。

#### Senter の観点からの条件

- 2.10 契約者がモラトリアムや破産を宣言された場合、Senter は契約が無効であると宣告し、前払金に対して権利を主張することができる。
  - 2.11 Senter は、会社の秘匿情報を除き、出典が明らかにされているという条件においていかなる使用料の支払いなしに、CDM プロジェクトのために、もしくは CDM プロジェクトの中で編集された、入札の承認・非承認を含む、いかなるデータ、報告書、出版物を利用し、出版する権利を有する。
3. デリバリー
    - 3.1 CER は、7 年間、10 年間、14 年間となる、2000 年から 2012 年のクレジット期間、あるケースでは 2012 年以降においても、デリバリーされる。契約者は、不可抗力の場合を除き、EB によって正確かつ合法的に発行された CER を確認する責任を持つ。不可抗力は以下のような場合に限定される。
      - ・ オランダ民法 6 条 75 項を基礎とし、不可抗力は、契約不履行が債務者の責任に帰することができない場合成立する。  
例：債務者の失敗でない場合、または、法律、法的条文、常識的見解に照らし合わせて責任がない場合。
      - ・ 不可抗力の場合、不可抗力を引き起こす当事者による契約から生じる義務の遂行は、全て、又は部分的に、お互いの中で何らかの保証が支払われなければならない当事者を除いて、一時的に中断される必要がある。その他の当事者は、必要とされる証拠とともに、書面にて、不可抗力の事実を知らされなければならない。
      - ・ 不可抗力は、ホスト国による CDM プロジェクトの国有化、ホスト国内の戦争（内戦を含む）、自然災害を含む。
      - ・ 不可抗力は、人員不足、争議行為、傷病、下請業者の契約破棄、流動資金・支払い能力に関する問題などを含まない。
    - 3.2 TOR 2.3.4 項に示された、CERUPT が契約者による CER の正確なデリバリーの障害や妨害となっている状況で、CER の正確かつ合法的なデリバリーを確実なものとする契約者の責任に関して、例外が認められる可能性もある。このような状況は、Senter によって判断される。
    - 3.3 契約者がクレジット期間内に契約における合意条件を上回る CER を生成した場合、Senter は、それらの CER を獲得する権利を有する。契約者は、余剰の CER に関して、その移転を他者に申し出る前に、Senter に申し出なければならない。契約者は、デリバリーの時点の CER の市場価格で、CER を Senter に提供する。Senter は、契約で定められた以上の CER を購入する義務を有しない。
    - 3.4 CER は、課金、税金なしでデリバリーされる。
  4. 変更
    - 4.1 契約書及び CDM プロジェクトへのいかなる変更に関しても、Senter の同意にもとづき、文書化されなければならない。
    - 4.2 要請が有効な理由であることが実証された場合、Senter は、契約書に記された期間の延長を承認することができる。Senter は、このような要請を書面で、少なくとも当該期間終了の 1ヶ月前までに受領しなければならない。
    - 4.3 契約及びこれらの条件と規定は、京都議定書（CoP の合意）の締約国間の国際的合意に従って変更、追加される。

## 5 支払い

### 前払いに関する調整における支払い

- 5.1 前払いの調整を包含する契約の場合、Senter は最大で、契約価値の 50% までの 4 回の前払いをすることができる。前払いは、Senter と契約者間で合意されたマイルストーンによってのみ実施することができる。デリバリー時の支払いは、結果として CER あたりの契約価格の 50% になる。前払いの合意に述べられたように、このセクションの他の条項もまた CER のデリバリーに適用される。

### CER のデリバリーへの支払い

- 5.2 CER のデリバリーにあたる支払いは、TOR の 2.3.3 項に記載されているとおり、CDM プロジェクトが運転されて排出削減が行われる初年度、第 3 年度、第 5 年度等になされる。
- 5.3 EB 及び DOE が稼働していない場合、CER は TOR のパラグラフ 2.3.3 に示されたようにデリバリーすることはできない：
- ・ 確認と検証は、将来的に DOE になる意図を持つ、資格のある独立組織が行う；
  - ・ これらの組織は、以下の基準を遵守している必要がある：
    - 組織もしくはその下請け業者が、確認、立証、認証の機能を実施するために選択された CDM プロジェクト活動の参加者の間に、実際の、もしくは潜在的な関心に関する争いが無いこと。
    - 付属文書 4 のガイドラインに従うこと。
    - 可能な限り早急に、EB において DOE として認定されるように申請するであろうことを書面にて確認しなければならない。
    - Bonn 合意に詳細に記載されている DOE の要件を遵守することを書面にて確認しなければならない。
  - ・ EB と DOE の将来のコミュニケーションと活動に関するコストは、契約者が支払う必要がある。

EB と DOE が稼働した時点から、TOR のパラグラフ 2.3.3 に示されたとおりデリバリーされる必要がある。Senter が、EB と DOE が稼働しているか否かを判断する。EB と DOE が稼働しはじめてから最初の 180 日間は、契約者は、確認、登録、認証、発行に関する正式な義務を満たす。

この条文による支払いは、契約者が確認に関連する正式な義務を遂行した後完了したとみなされる。オランダが、2012 年の参加要件を遵守しない場合、Senter の支払いは、モニタリング報告書の配布と DOE によるその他の側面の確認に関する評価に基づいて行われる。

### モニタリング報告書の配布に基づく支払い

- 5.4 CDM プロジェクトの運転が開始され、排出削減の 2 年目、4 年目、6 年目にモニタリング報告書の配布に対して支払いが行われる。これらの支払いは前払いである。排出削減は翌年に認証され、CER は支払いが完了したとみなされた後に発行される。5.3 は、EB 及び DOE が稼働していない場合に適用される。

### 支払いに関する一般規定

- 5.5 支払いは配布された CER の数量に一致する。CER の最終的な計算と CER の移転は、(利用可能になった際に) EB のガイドラインに従う。EB ガイドラインに基づいて計算された CER が、本 TOR の付属文書 4 のガイドラインで計算された量の 50% 以下であれば、Senter と契約者間の契約は解除となる。EB ガイドラインに基づいて計算された CER が 50% から 100% の間であれば、支払いは本 TOR の付属文書 4 のガイドラインに基づいて行われる。
- 5.6 支払いの要求は、関連した期間における報告義務が、条件 2.2 に従って適合した場合にのみ行われる。
- 5.7 支払いは、以下の場合、行われぬ。
- ・ 2.7 の条件にそって、否定的な調査報告を受け取った場合。
  - ・ 何らかの行動や取引が、一般条件に違反した場合。

- ・ Senter に対して、Senter の支払いに関する決定が異なっただであろうと考えられるような、契約者が間違っただ、もしくは不完全な情報を提供したことが明白になった場合、欠けている情報がその段階で入手可能であった場合。
  - ・ 契約者が、返済不能や破産を申告した場合、法廷がこの要請を処理するまで一切の支払いはなされない。もしくは条件 2.9 が強制される。
  - ・ 条件 2.2 に従って、Senter に最近の経過報告書が送付されていない場合。
  - ・ 条件 2.4 が適用される場合、契約の継続がなされるかどうかの意思決定がなされるまで、一切の支払いはなされない。
- 5.8 (前払い)の要求がすべての必要条件を満たした場合、Senter が 6 週間以内に支払えるようにしなければならない。この決済期間は書面による通知によって、一度、最大限二ヶ月、延期が可能である。
- 5.9 条文 5.11 - 5.15 に基づく最終的な支払いがなされた前渡し金であっても、Senter の支払いに関する決定が異なっただであろうと考えられるような、Senter に契約者が間違っただ、もしくは不完全な情報を提供したことが明白になった場合、欠落情報がその段階で入手可能であった場合は、不履行の通告なしで返還要求される。
- 5.10 以前の規約にもかかわらず、約束されたデリバリーが合意された日付から一年以内に発生しなかった場合、もしくは、契約者が義務を果たせないことが明白になった場合、前払いは返還される。

#### 最終支払い

- 5.11 最終的な支払いの要請には以下が伴わなければならない。
- ・ CER の発行に関する OE から EB に対する請求のコピー
  - ・ CER の発行が含まれている検証及び認証報告書
  - ・ モニタリングの証明
  - ・ 2 で取り決められている仕様と一致している CDM プロジェクト全体を文書化した最終報告書
- 最終的な支払いは、EB によって発行された CER がオランダのアカウントに移転された後に、Senter によって行われる。
- 5.12 5.7 に概要が述べられた条件は、最初の項目を除いて、最終的な支払いに等しく適用される。
- 5.13 Senter は、このような要求が必要となるすべての前提条件に合致してから 6 週間以内に、前払いの残額の支払いに加え、支払い総額の最終決定をし、書面で通知する。この決済期間は、書面による通知によって、一度、最大限二ヶ月、延期が可能である。
- 5.14 契約者が破産宣告した場合等、全ての義務が履行される前に Senter または契約者によって CDM プロジェクトが終了となった場合では、契約者の義務が他の当事者に移転されるという条件であれば、Senter による最終支払いが契約者によって実施された実際の活動に関連した数量を下回る。2.4、2.9、5.11 の条文が適用される。契約者は、失った収入を補てんする権利は有しない。
- 5.15 以下の場合、最終的な支払いの提案は撤回される可能性があり、いかなる支払いも不履行の通知なしで再請求される。
- ・ Senter による支払い決定の結果が異なっただであろうと考えられるような、Senter に契約者が間違っただ、もしくは不完全な情報を提供したことが明白になった場合で、欠けている情報がその段階で入手可能であった場合。
  - ・ 契約者が、契約で要求されたすべての義務、一般条件、法律、や他の法的拘束力を持つ義務を満たしていない場合。
  - ・ 数量が不正確であり、契約者が気づいていた場合、もしくは気づいていなければならなかった場合。

付属文書 8 : 運営組織 (OE) の声明 注) 英文 (原文) のまま

Dear...

<Name company> has been contracted by <Name Supplier> to perform validation and registration activities of the CDM project <Name project> for which a proposal will be submitted for the CERUPT tender which is implemented by Senter .

<Name company> herewith declares that the company:

- can demonstrate that it, and its subcontractors, have no or potential conflict of interest with the participants in the CDM project < name project>
- will follow the guidelines for baselines as described in the Terms of Reference of CERUPT and in the Operational guidelines for baseline studies, validation, monitoring and verification of Joint Implementation and CDM projects, volumes 1, 2a and 2b (Appendix 4 to the Terms of Reference)
- will follow the guidelines for validation as described in the Terms of Reference of CERUPT and in the Operational guidelines for baseline studies, validation, monitoring and verification of Joint Implementation and CDM projects, volumes 3a and 3b (website [www.carboncreditis.nl](http://www.carboncreditis.nl)) will act according to the provisional requirements that have been formulated by the Conference of Parties to the Kyoto Protocol in the documents that elaborate the agreement reached in the Kyoto Protocol will apply for accreditation, as soon as the procedure for accreditation of designated operational entities is opened by the Executive Board

On behalf of <Name of the company>.

Name:  
Function:  
Date:

Signature

## 付属文書 9 : 社会的責任に関する要求事項 注) 英文(原文)のまま

### General Policies

Enterprises shall take fully into account established policies in the countries in which they operate, and consider the views of other stakeholders. In this regard, enterprises shall respect the human rights of those affected by their activities consistent with the host government's international obligations and commitments.

### Employment and Industrial Relations

Enterprises shall, within the framework of applicable law, regulations and prevailing labour relations and employment practices:

- respect the right of their employees to be represented by trade unions and other bona fide representatives of employees, and engage in constructive negotiations, either individually or through employers' associations, with such representatives with a view to reaching agreements on employment conditions.
- contribute to the effective abolition of child labour.
- contribute to the elimination of all forms of forced or compulsory labour.
- not discriminate against their employees with respect to employment or occupation on such grounds as race, colour, sex, religion, political opinion, national extraction or social origin, unless selectivity concerning employee characteristics furthers established governmental policies which specifically promote greater equality of employment opportunity or relates to the inherent requirements of a job.
- take adequate steps to ensure occupational health and safety in their operations.
- enable authorised representatives of their employees to negotiate on collective bargaining or labour management relations issues and allow the parties to consult on matters of mutual concern with representatives of management who are authorised to take decisions on these matters.

### Environment

Enterprises shall, within the framework of laws, regulations and administrative practices in the countries in which they operate, and in consideration of relevant international agreements, principles, objectives and standards, take due account of the need to protect the environment, public health and safety, and generally to conduct their activities in a manner contributing to the wider goal of sustainable development. In particular, enterprises shall:

- assess, and address in decision-making, the foreseeable environmental, health, and safety-related impacts associated with the processes, goods and services of the enterprise over their full life cycle. Where these proposed activities may have significant environmental, health or safety impacts, and where they are subject to a decision of a competent authority, prepare an appropriate environmental impact assessment.
- consistent with the scientific and technical understanding of the risks, where there are threats of serious damage to the environment, taking also into account human health and safety, not use the lack of full scientific certainty as a reason for postponing cost-effective measures to prevent or minimise such damage.
- maintain contingency plans for preventing, mitigating, and controlling serious environmental and health damage from their operations, including accidents and emergencies.

### Combating Bribery

Enterprises shall not, directly or indirectly, offer, promise, give, or demand a bribe or other undue advantage to obtain or retain business or other improper advantage. Nor shall enterprises be solicited or expected to render a bribe or other undue advantage.

**付属文書 10 : 定義** 注) 英文 (原文) のまま

The following definitions apply:

Annex A	Kyoto Protocol Annex A, the list of greenhouse gases included in the protocol (see also Greenhouse gases, GHG).
Annex B	Kyoto Protocol Annex B, Annex I Parties and their committed emission reductions.
Annex I	UNFCCC Annex I. List of countries that have committed themselves to a quantitative GHG emissions reduction target (OECD members plus most Central and Eastern European Countries).
Assigned amount	Amount of GHG emissions that a Party can emit in the Commitment Period taking into account the quantified emission limitations of Annex B of the Kyoto Protocol.
Baseline study	Document with a sound, objective, systematic and reproducible description of the situation which would have occurred without starting the specific JI project regarding GHG emissions based on measurements and calculations.
Carboncredits.nl	Overall programme under which Senter acquires emission reduction by tendering procedures. Elements of this programme include the CERUPT tender for CDM and the ERUPT tender for JI.
CDM project	The project for realising the delivery of the CERs. (N.B. UNFCCC texts refer to this as project activity)
CDM Registry	Standard electronic database to be established and maintained by the Executive Board which contains, inter alia, common data elements relevant to the issue, holding, transfer and acquisition of CERs.
Certification	The written assurance by a DOE to confirm that during a specified time period a CDM project achieved the GHG emission reductions.
Certified Emission Reduction	A unit pursuant to Article 12 and the requirements thereunder, equal to one metric tonne of carbon dioxide equivalent, calculated using global warming potentials defined in decision 2/CP.3 or as subsequently revised in accordance with article 5.
CERUPT	CER Unit Procurement Tender.
Clean Development Mechanism, CDM	Mechanism with the purpose (1) to assist non Annex I Parties in achieving sustainable development and (2) to contribute to the ultimate objective of the Convention and (3) to assist Parties included in Annex I in achieving compliance with their quantified emission limitation and reduction commitments.
Commitment period	Period 2008-2012 for which the Parties included in Annex B of the Kyoto Protocol have agreed that their aggregate GHG emissions do not exceed their assigned amounts.
Condition of avoidance in clause	Condition in the contract, which has to be fulfilled by the contractor. Otherwise, Senter has the right to annul the contract.
Contract	Contract entered between Senter and Contractor under the auspices of the CERUPT programme, pertaining to the project for delivering CER.  This document will also contain a confirmation that the NL government recognises the project as a CDM project.
Contract Period	Period covered in the contract between Senter and the contractor. The period starts at the moment of contracting and ends one year after the final year of delivery of CER.
Contractor	Project participant(s) having signed an CERUPT contract with Senter.
CoP	Conference of the Parties to the Convention of the UNFCCC.
CoP/MoP	Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol.

Crediting period	Period in which CER can be generated.
Designated Operational Entity, DOE	Organisation accredited by the Executive Board that can validate CDM projects and verify and certify GHG emission reductions.
Donor Country	Annex I Party participating in a CDM project, i.e. the Netherlands
Executive Board, EB	Body under the authority and guidance of the COP/MOP that supervises the CDM.
Expression of Interest	Letter by the Supplier to Senter in the selection phase of CERUPT containing a set of documents as specified in paragraph 3.1.
Greenhouse gases, GHG	Gaseous constituents of the atmosphere, both natural and manmade, that absorbs and re-emit infrared radiation, not covered by the Montreal Protocol; more specifically: Carbon dioxide (CO <sub>2</sub> ), Methane (CH <sub>4</sub> ), Nitrous oxide (N <sub>2</sub> O), Hydrofluorocarbons (HFCs), Perfluorocarbons (PFCs) and Sulphur hexafluoride (SF <sub>6</sub> ) (Annex A KP).
Host country	Non Annex I Party participating in a CDM project, i.e. country in which the CDM project is implemented.
Invitation for proposal Kyoto Protocol, KP	Letter by Senter to selected Suppliers to submit a proposal. UNFCCC protocol regarding the ultimate objective of achieving its quantified emissions limitation and reduction commitments in order to promote sustainable development.
Letter of Approval, LoA	Letter issued by the host country that the Supplier should submit as part of the proposal, stating that the host country recognises the project to be a CDM project. See the format in Appendix 3.
Letter of Endorsement, LoE	Letter issued by the host country to be submitted by the Supplier to Senter as part of the expression of interest, stating that the host country government appreciates the objectives of CERUPT and endorses the further development of the project. See the format in Appendix 2.
Memorandum of Understanding, MoU	Overall arrangement on the co-operation on CDM between the Netherlands and the host country government.
Monitoring plan, protocol	Plan describing how monitoring of emission reductions will be realised. The Monitoring plan should be part of the baseline study and validated by the DOE.
NGO	Non Governmental Organisation
Participation requirements	Requirements to Parties for participating in CDM. Host Countries and the Netherlands should comply to its articles 5, 7, and 8 (including a/o requirements for national inventories, registration and monitoring)
Party (to the Kyoto Protocol)	Country that has ratified the Kyoto Protocol
Project Design Document, PDD	Business plan and baseline study to be submitted to the IE for validation
Project Idea Note, PIN	Description of the project according to the format described in Appendix 1.
Project participants	Organisation or group of organisations (private and/or public) developing a CDM project .
Project Idea Note, PIN	Description of the project according to the format described in Appendix 1.
Project Design Document, PDD	Business plan and baseline study to be submitted to the DOE for validation
Proposa	Set of documents to be submitted to Senter by the Supplier including a/o an offer, a business plan and a baseline study.
Registration	Registration is the formal acceptance by the Executive Board of a validated project as a CDM project. Registration is the prerequisite for the verification, certification and issue of CERs related to that project.

Request for registration	Document in which the DOE request the Executive Board to register the project as a CDM project.
Sink	A process, activity or mechanism which removes GHG, an aerosol or precursor of GHG from the atmosphere, e.g. afforestation.
Source	Any process, activity or mechanism which releases GHG, an aerosol or precursor of GHG into the atmosphere.
Stakeholders	The public, including individuals, groups or communities affected or likely to be affected by the CDM project.
Supplier	Project participants submitting an offer to Senter for CERUPT.
Tender period	Period from the date of publication of the tender until the awarding of the contracts.
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change.
Validation	The process of independent evaluation of a CDM project by a DOE against the requirements of the CDM guidelines.
Verification	Verification is the periodic independent review and ex post determination by the DOE of the monitored GHG emission reductions that have occurred as a result of a registered CDM project during the verification period.